

能美市定住促進補助金制度

Q & A



詳しくはこちら

どちらの制度になりますか？まずは、適用制度チェック！

Q1. 建物の保存登記は、令和 8 年 9 月 30 日までに完了していますか？

【YES】→【現行制度】の適用

【NO】→ Q2へ

Q2. 住宅取得にかかる契約（工事請負契約または売買契約）は、

令和 8 年 9 月 30 日までに完了しましたか？

【YES】→【現行制度】の適用

【NO】→【新制度】の適用 4 ページへ

現行制度

令和 8 年 9 月 30 日まで

※昨年度からの変更は赤字記載

申請の対象条件

①能美市へ住民票を移した時点で 45 歳以上である場合、申請の対象となるか	対象住宅のある住所に住民票を移した時点で 45 歳未満の方が申請の対象となっているため、対象外となります。ただし、45 歳未満で所有権を有する世帯員が申請者となれば申請可能です。
②建物登記されていない物件を取得したが、建物の登記事項証明書の提出は必要か	建物登記の「所有権保存登記」によって、第三者に建物の所有権を主張することができるようになるため、本補助金を申請するにあたり提出が必須になります。
③建て替えも対象か	対象となります。
④外構工事は増改築・改修に含むか	含まれません。門や塀、駐車場などの外構工事は対象外となります。 また、外壁工事も対象外となります。
⑤増改築・改修の場合、75m ² 以上の工事はどこで判断すればよいか	工事設計者から、建物の図面に工事面積の記載をしてもらい、床面積が 75 m ² 以上かご確認ください。また、申請の際は改築前と後の面積が分かる設計図のコピーをそれぞれご提出ください。
⑥申請者と振込口座の名義が異なってもよいか	同じ名義でご提出をお願いいたします。

必要書類について

①建物の登記事項証明書は、原本をコピーしたものを提出してもよいのか	コピーしたものではなく、原本を提出いただいております。登記事項証明書のほか、住民票や戸籍の附票についても同様に原本をご提出ください。
②申請書や添付書類などはFAXや電子メールで提出してもよいのか	FAX または電子メールによる提出は受け付けておりません。申請受付は、企画地域振興課（市役所本庁舎内）のみで行っていますので、必要書類をご持参のうえお越しください。
③工事請負契約書はどのページを提出すればよいのか	契約年月日、工事場所、発注者の記名、収入印紙の貼付が確認できるページの写しをご提出ください。収入印紙・消印は必須になるためご確認ください（電子契約を除く）。
④電子契約の際はどの書類を提出すればよいのか	契約年月日、工事場所、発注者の記名が確認できるページの写しをご提出ください。

県外・市外からの転入者

①条件として「世帯の1/2以上」とあるが子どもは含むか	6歳未満のお子様は含みません。
②戸籍の附票とは何か	戸籍の附票とは、本籍地の市区町村で発行される書類で、これまでの住所の履歴が記載されています。提出の際は、能美市へ転入する前の3年間の住所履歴が確認できる戸籍の附票をご用意ください。なお、結婚や本籍地の変更などにより、戸籍の附票だけでは3年間分の住所履歴が確認できない場合は、追加で戸籍の附票等の提出をお願いすることがあります。
③県外に3年以上居住し、能美市に転入するまでの期間に、一時的に県内他市町へ住民票を移した場合は県外者加算の対象となるか	県外に3年以上居住した場合でも、一時的に県内他市町に住民票を移してしまうと、県外者加算の対象外となります。ただし、やむを得ない事情（災害）による場合はこの限りではありません。
④やむを得ない事情（災害）とはどのようなことか	やむを得ない事情（災害）とは、次に掲げる事情とします。 (1)地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地滑り、その他の自然現象の異変による災害 (2)火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通途絶その他の人による異常な災害
⑤申請者の配偶者は、転入者の加算対象となるか	転入者加算の対象となるのは、申請者本人が転入者の条件に当てはまる場合に限られます。

三世代同居・親世代同居、三世代近居

①申請者の配偶者の親と同居・近居する場合も、三世代同居・近居加算の対象となるか	対象となります。親世代同居（申請者・申請者の配偶者の親）の場合および、申請者と申請者の配偶者の親がひとり親の場合も対象となります。
②申請者・申請者の親・申請者の祖父母の場合、三世代加算の対象か	対象外となります。三世代とは申請者・申請者の親・申請者の子（同居開始年度の4月1日時点で満18歳未満の子）を指します。
③三世代同居または近居の条件を満たしているが、妻の里帰り出産に伴い一時的に申請者家族が父母世帯へ住民票を移した場合、加算の対象となるか	里帰り出産に伴った住民票の異動は一時的なものとみなし、異動前の住民票に基づいて三世代要件を判断します。よって、加算の対象となります。なお、一時的な異動と判断される期間については、企画地域振興課までご相談ください。
④妊娠している場合は子に含むか	含みます。母子手帳の交付日や出産予定日が確認できるページのコピーをご提出ください。
⑤同一敷地内に申請者・申請者の親が別々の住宅を構える場合、加算の対象となるか	同居加算ではなく、申請者に申請者の子（同居開始年度の4月1日時点で満18歳未満の子）がいる場合、近居の加算対象になります。

市内業者利用

①市外に本社を持つ業者の、能美市内の営業所を利用した場合、加算の対象となるか	市外に本社を持つ業者であっても、能美市内の営業所を利用すれば対象となります。
②能美市内の建物を、能美市内の不動産を仲介して購入したが、市内業者利用(設計・購入)に該当しないのか	能美市内の仲介業者を介して不動産を購入された場合、市内業者利用(購入)には該当しません。売主が市内業者の場合に加算対象となります。

市内在勤者の条件

①市外の事業所に雇用され、市内へ出向で勤務している場合は加算の対象となるか	雇用先となる事業所が市外の場合、直接市内の事業所に雇用されていないため対象外となります。ただし、市内の事業所に雇用され、出向によって市外で勤務する場合は対象となります。
②能美市内の企業で働いているが、市内在勤者の対象となるか	転入者加算の要件を満たし、かつ市内事業所に正規職員として採用されてから基準日※まで3年以内である方が対象となります。 ※住宅の保存登記が完了した日、または住民票の異動が完了した日の遅い方を指します。
③条件の「世帯の主たる生計者」とは どういう意味か	世帯員のうち、収入が最も多い方を指します。

その他

①事前申請は必要か	事前申請は不要です。保存登記完了日もしくは住民票を移した日の遅い方から3か月以内に、必要な書類を揃えてご提出ください。
②基準日とは何か	住宅の保存登記が完了した日、または住民票の異動が完了した日の遅い方を指します。
③補助金受給後5年以内に一時的に能美市を離れて暮らすことになった場合、どうすればよいか	一時的に能美市を離れる場合、届出書を提出していただく必要があります(能美市に戻る場合も同様)。添付書類として転出届の写しまたはマイナンバーカードの表面の写し(申請者及びその世帯全員)をご用意ください。
④補助金申請額が住宅取得に係る経費を上回った場合、どうなるか	補助金は住宅取得経費(建物代金×申請者所有権割合)を上限とするため、経費超える金額は支給されません。

新制度

令和 8 年 1 0 月 1 日から

※昨年度からの変更は赤字記載

申請の対象条件

①能美市へ住民票を移した時点で 45 歳以上である場合、申請の対象となるか	対象住宅のある住所に住民票を移した時点で 45 歳未満の方が申請の対象となっているため、対象外となります。ただし、45 歳未満で所有権を有する世帯員が申請者となれば申請可能です。
②建物登記されていない物件を取得したが、建物の登記事項証明書の提出は必要か	建物登記の「所有権保存登記」によって、第三者に建物の所有権を主張することができるようになるため、本補助金を申請するにあたり提出が必須になります。
③建て替えも対象か	対象となります。
④外構工事は増改築・改修に含むか	含まれません。門や塀、駐車場などの外構工事は対象外となります。 また、外壁工事も対象外となります。
⑤増改築・改修の場合、75m ² 以上の工事はどこで判断すればよいか	工事設計者から、建物の図面に工事面積の記載をもらい、床面積が 75 m ² 以上かご確認ください。また、申請の際は改築前と後の面積が分かる設計図のコピーをそれぞれご提出ください。
⑥申請者と振込口座の名義が異なってもよいか	同じ名義でご提出をお願いいたします。

必要書類について

①建物の登記事項証明書は、原本をコピーしたものを提出してもよいか	コピーしたものではなく、原本を提出いただいております。登記事項証明書のほか、住民票や戸籍の附票についても同様に原本をご提出ください。
②申請書や添付書類などは FAX や電子メールで提出してもよいか	FAX または電子メールによる提出は受け付けておりません。 申請受付は、企画地域振興課（市役所本庁舎内）のみで行っていますので、必要書類をご持参のうえお越しください。
③工事請負契約書はどのページを提出すればよいか	契約年月日、工事場所、発注者の記名、収入印紙の貼付が確認できるページの写しをご提出ください。収入印紙・消印は必須になるためご確認ください（電子契約を除く）。
④電子契約の際はどの書類を提出すればよいか	契約年月日、工事場所、発注者の記名が確認できるページの写しをご提出ください。

県外・市外からの転入者

①条件として「世帯の 1/2 以上」とある子どもは含むか	6 歳未満のお子様は含みません。
②戸籍の附票とは何か	戸籍の附票とは、本籍地の市区町村で発行される書類で、これまでの住所の履歴が記載されています。 提出の際は、能美市へ転入する前の 3 年間の住所履歴が確認できる戸籍の附票をご用意ください。なお、結婚や本籍地の変更などにより、戸籍の附票だけでは 3 年間分の住所履歴が確認できない場合は、追加で戸籍の附票等の提出をお願いすることがあります。
③県外に 3 年以上居住し、能美市に転入するまでの期間に、一時的に県内他市町へ住民票を移した場合は県外者加算の対象となるか	県外に 3 年以上居住した場合でも、一時的に県内他市町に住民票を移してしまうと、県外者加算の対象外となります。ただし、やむを得ない事情（災害）による場合はこの限りではありません。

④やむを得ない事情（災害）とはどのようなことか	やむを得ない事情（災害）とは、次に掲げる事情とします。 (1)地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地滑り、その他の自然現象の異変による災害 (2)火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通途絶その他の人為による異常な災害
⑤転入者の条件に当てはまる人と申請者が異なってもよいか	転入者の条件に当てはまる人が申請者である必要がありますので、加算対象とはなりません。

その他

①新制度の補助金はどのように設定されているか	新制度では、これまでの一律の基礎額 10 万円を見直し、①市外から移住した方、②能美市内指定地区の住宅を取得した方に対してそれぞれ補助額が設定されています。なお、転入者と指定地区の補助金は、重複申請可能です。
②現行制度でも「県外・市外からの転入者」の条件があったが、変更点はあるか	変更はありません。詳しくは上記「県外・市外からの転入者」をご覧ください。
③現行制度でも「指定中山間地区」の条件があったが、変更点はあるか	現行制度の中山間地区として指定した地域で住宅を取得された方へ 50 万円というこれまでの条件に加え、新たに和光台 5 丁目で取得された方に対しても 20 万円の補助が設定されました。
④新制度の申請に、現行制度の様式で提出できるか。	現行制度と新制度では、申請書の様式が異なります。申請の際は、申請日時点で適用される制度に対応した様式をご使用ください。
⑤新制度の申請時の、提出書類に変更はあるか	特に変更はありません。新制度の内容に合わせたチェックリストを市 HP に掲載しますので、ご確認ください。
⑥書類提出日が 10 月 1 日以降となった場合、新制度の適用となるか。	書類提出日ではなく、建物の保存登記の日付けや住宅取得にかかる契約日で判断します。詳しくは、1 ページ目をご覧ください。
⑦書類の不備の連絡があった場合、すぐに対応が必要か	不備がある場合、まだ受付が完了していません。基準日※から 3 か月以内が申請期限となっておりますので、期限内にご対応ください。 ※住宅の保存登記が完了した日、または住民票の異動が完了した日の遅い方を指します